

せいかつほご 生活保護のしおり

この「しおり」は、
せいかつほごせいど しんせい てつづ せつめい
生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明したものです。
こま わ かた
お困りのことや分からないことのある方は、
きがる かかくほけんふくし しゃかいえんごか そうだん
お気軽に各区保健福祉センター社会援護課へご相談ください。



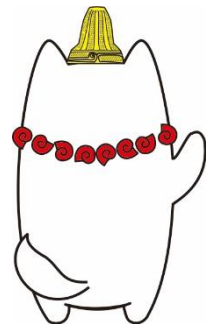
千葉市
CHIBA CITY



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

目次

	ページ
1. 生活保護とは	1
2. 保護の申請（手続き）	2
3. 保護の決め方	3
4. 保護の種類	5
5. 保護を受けた場合には次の手続きをしてください	7
6. 家計改善に役立つ固定経費の削減手続き	8
7. 保証されていること（権利）	8
※生活保護の決定に不服があるとき	
8. 現金は預かりません	9
9. 守っていただくこと（義務）	10
10. こんなときは必ず届け出てください	11
11. このような場合は保護で受け取ったお金を返していただくことがあります	13
12. 医療機関などにかかりたいときは	14
13. 介護サービスを利用したいときは	15
14. 民生委員の役目	16
15. 地区担当員（ケースワーカー）の役目	16
16. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度について	17
17. その他	17
18. 区社会援護課で行っている支援	18
19. 生活保護制度の原則	19



せいかつほご 1. 生活保護とは

この制度は、日本国憲法第25条の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という考え方に基^{もと}づいて、国が生活に困^{こま}っている世帯^{せたい}に対して、その困窮^{こんきゅう}の状^{じょう}況^{きょう}に^{おう}応^{ひつ}じて必要な給付^{きゅうふ}を行^{おこな}い、その最低限度^{さいていげん}の生活を保障^{せい}し、その世帯^{せたい}が自分たちで生活^{せいかつ}ができるよう手助け^{てだす}することを目的^{もくてき}としています。

収入^{しゅうにゅう}や蓄^{たくわ}えがなくなり、生活^{せいかつ}や入院^{にゅういん}の費用^{ひよう}に困^{こま}った場合に、国^{ばあい}が決^きめた最低限度^{さいていげん}の生活^{せいかつ}ができるよう生活費^{せいかつひ}や医療費^{いりょうひ}などの援助^{えんじょ}をします。

暮^くらしに困^{こま}っているときに生活保護^{せいかつほご}を受け^うけることは国民^{こくみん}の権利^{けんり}ですから、どなたでも申請^{しんせい}をすることができます。



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

2. 保護の申請（手続き）



そう相 だん談

暮らしに困って生活保護を受けたい方は、保健福祉センターへおいでください。（病気などにより本人や家族の方が来られない場合は、電話などでご連絡ください。）

ほご しんせい 保護の申請

申請意思のある方は、生活保護申請書をお渡ししますので、それを提出していただきます。申請したいとの意思がある方はどなたでも申請ができます。ご事情によりご本人が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、職権で保護を開始する場合があります。

しよるい ていしゅつ 書類の提出

申請受理後、次の書類をお渡しします。

主な書類：同意書・収入申告書・資産状況等申告書・年金関係調書・扶養義務者の状況調書・家賃地代証明書など

ちようさ しんさ 調査・審査

保健福祉センターの地区担当員（ケースワーカー）があなたのご自宅にうかがったり銀行や生命保険会社などへ調査し、生活に困っておられる状況や生活保護を受けるための要件が満たされているか調査・審査します。

けつ 定 決定

【生活保護が受けられる場合】

「保護決定通知書」を送ります。この通知書には扶助の種類や扶助額などが書かれています。

【生活保護が受けられない場合】

「保護申請却下通知書」を送ります。この通知書には生活保護を受けられない理由が書かれています。

※ 決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、地区担当員におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、千葉県知事に対して審査を求めることができます。

原則として 14 日以内に決定
特別の場合 30 日以内

3. 保護の決め方



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

(1) ご自宅へ訪問

申請が済みますと、保健福祉センターの地区担当員(ケースワーカー)があなたのご自宅にうかがって、現在の生活状況や過去の生活歴などをお聞きします。話したくないことや知られたくないことがあるかもしれませんが、秘密が他人に知られることはありませんので、安心してありのままを話してください。

(2) 資産関係やご親族の方に対する調査

届け出のほか、銀行、生命保険会社や扶養親族などの調査を行います。生活保護の決定には必要な調査ですのでご協力ください。

(3) 決定

調査が終わると、あなたの世帯が生活保護を受けられる(開始)か受けられない(却下)かを決定し、原則として、申請があってから14日以内(調査に時間を要した場合などには最長で30日以内)に書面をお送りします。

(4) 生活保護の仕組み(要否の判断)

原則として生活保護の要否や受給できる金額は、同居している世帯全体を単位として判断します。

国が定めた最低生活費とあなたの世帯のすべての収入を比べて、最低生活費より収入が少ないときにその不足分を援助します。最低生活費は家族の年齢や人数などでも異なり、また、扶助費の内容についても、世帯の状況及びすべての収入状況によって異なります。

※ **最低生活費(国が定めた基準)**とは、衣食などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、介護費、医療費などのうち、生活に必要なものを足したものです。

※ **収入**とは、あなたの世帯のすべての収入(給料・手当・賞与・仕送り・年金・保険金など)です。このうち、働いて得た収入は、一定の控除額が認められています。

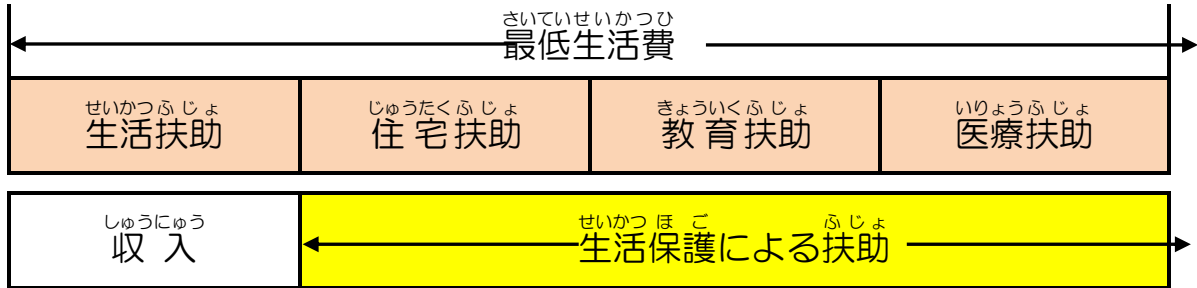
さいていせいかつひ しゅうにゅう たいひ
【最低生活費と収入との対比】



加曽利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

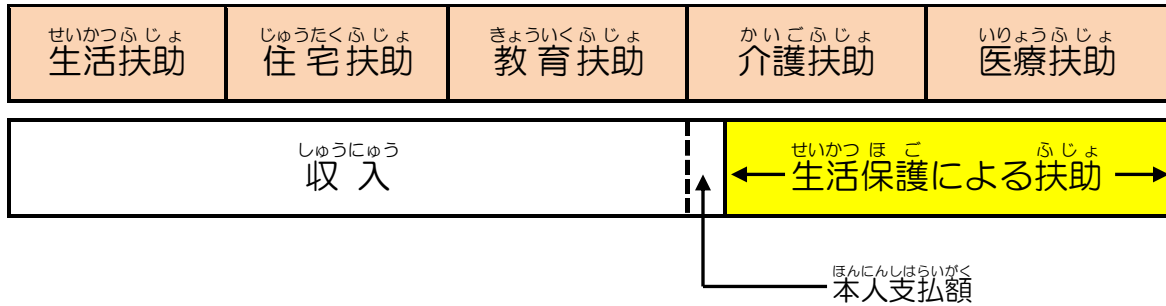
1. 生活保護が受けられる場合

(1) 収入が最低生活費を下回るため

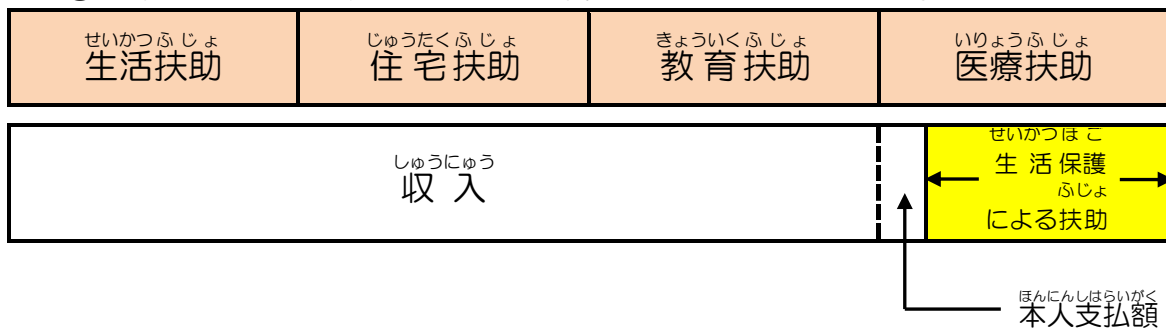


(2) 収入はあるが介護費、医療費の支払いが困難な場合

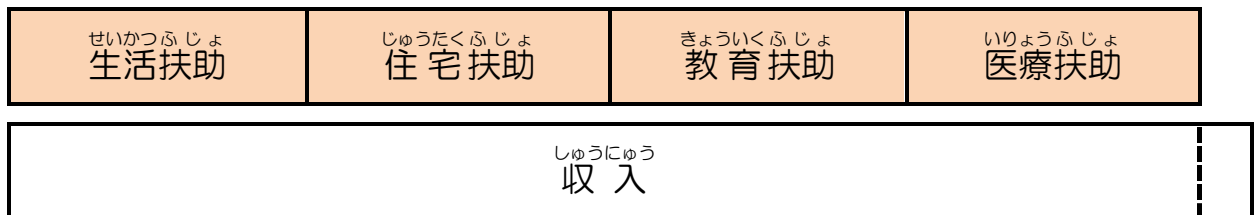
① 介護サービスを利用して介護費の支払いが困難な場合



② 介護サービスの利用はなく医療費の支払いが困難な場合



2. 生活保護が受けられない場合(収入が最低生活費を上回るため)



ほご しゅるい
4. 保護の種類



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

わたし せいかつ いとな
私たちが生活を営んでいくには、いろいろな経費が必要です。生活保護
けいひ せいかく しゅるい つぎ ふじょ
にも経費の性格（種類）によって次の扶助があります。

- 生活扶助・・・衣食、光熱水費、その他の日常生活費
りんじてきけいひ ひっこ ひよう しょうちゅうがっこうにゆうがく じゅんびきん
臨時的経費（引越しの費用、小中学校入学の準備金など）

かさん 加算について	
にんさんぶかさん	にんさんぶ にんしんちゅうおよ さんご げつない せたい • 妊産婦加算・・・妊産婦（妊娠中及び産後6か月以内）がいる世帯
しょうがいしゃかさん	いってい ようけん み しょうがい かた せたい • 障害者加算・・・一定の要件を満たしている障害のある方がいる世帯
かいごせつにゆうしよしゃかさん	かいごせつ にゆうしよ せたい • 介護施設入所者加算・・・介護施設に入所している世帯
ざいたくかんじしゃかさん	ざいたく りょうよう せんねん かんじしゃ けっかくまた • 在宅患者加算・・・在宅で療養に専念している患者（結核又は3か がついじょう ちりょう よう 月以上の治療を要するもの）であって一定の状 いってい じょうたい 態 かた せたい にある方がいる世帯
ほうしゃせんしょうがいしゃかさん	ほうしゃのう ふしょう しっぺい かんじしゃ せたい • 放射線障害者加算・・・放射能による負傷、疾病の患者がいる世帯
じどうよういくかさん	こうこうとうしゅうりょうまえ じどう よういく せたい • 児童養育加算・・・高校等修了前の児童を養育している世帯
かいごほけんりょうかさん	さいいじょう かいごほけんいちごうひほけんしゃ ほけんりょう • 介護保険料加算・・・65歳以上の介護保険一号被保険者で、保険料が ふつうちょうしゅう かた せたい 普通徴収である方がいる世帯
ほしかさん	おやせたい げんそく さいみまん じどう よういく • 母子加算・・・ひとり親世帯で、原則18歳未満の児童を養育している せたい 世帯
とうきかさん	がつ がつ とうき こうねつひとう そうか たいおう • 冬季加算・・・11月から3月の冬季において光熱費等の増加に対応す ぜんせたい てきよう るため全世界帯に適用

※ 加算の認定には一定の条件があります。詳しくは地区担当
いん
員（ケースワーカー）におたずねください

- 住宅扶助・・・家賃や地代
りんじてきけいひ てんきよ しききん こうしんりょう じゅうたく しゅうりひ
臨時的経費（転居のための敷金、更新料、住宅の修理費など）
- 教育扶助・・・義務教育に必要な給食費や学用品代
きょういくふじょ ぎ むきょういく ひつよう きゅうしょくひ がくようひんだい
りんじてきけいひ つうがく ひつよう ひよう かつどうひ
臨時的経費（通学に必要な費用やクラブ活動費など）
- 介護扶助・・・介護サービスを利用するために必要な費用
かいごふじょ かいご りょう ひつよう ひよう

- ^{いりょうふじょ}医療扶助・・・^{いりょうきかん}医療機関などにかかるために^{ひつよう ひよう}必要な費用
^{りんじてきけいひ}臨時的経費(メガネ・コルセットなどの費用、^{ひよう つういんこうつうひ}通院交通費など)
- ^{しゅっさんふじょ}出産扶助・・・^{しゅっさん ひよう}出産の費用
- ^{せいぎょうふじょ}生業扶助・・・^{ぎのう み}技能を身につけたり、^{しごと}仕事につくための^{ひよう}費用、
^{こうとうがっこうしゅうがく}高等学校就学に必要な^{ひつよう ひよう}費用(クラブ活動費含む)
- ^{そうさいふじょ}葬祭扶助・・・^{そうぎ ひよう}葬儀の費用

※ ^{かくふじょ}各扶助には、それぞれ^{きじゆん げんどがく}基準(限度額)や^き決まりがありますので、^{ひつよう}必要なときは、^{まえ}前もって^{ちくたんとういん}地区担当員(ケースワーカー)に^{そうだん}相談してください。先^{さき}に^{しはら}支払ってしまったりした^{ばあい}場合、^{しきゅう}支給できなくなることもありますので^{じゅうぶんちゅうい}十分注意してください。

※ ^{じょうき}上記のほか、^{しゅうろう}就労によって^{ほご}保護をやめた人には、^{ひと}“^{しゅうろうじりつきゅうふきん}就労自立給付金”
が、^{だいがく}大学などの^{くに}国が^{さだ}定める^{きょういくきかん}教育機関に進学する人には“^{しんがく}進学準備給付金”
が^{きゅうふ}給付されることがあります。

5. 保護を受けた場合には次の手続きをしてください

(1) 生活保護を受けている方が、定められた手続きをすれば、次の料金などは、減額または免除される場合があります。

- 市民税、県民税、固定資産税
- 水道料金
- 保育所（園）の保育料
- 国民年金の保険料
- NHKの放送受信料
- 私立高校の授業料
- 市営霊園の墓地管理料
- 粗大ごみの処理手数料
- 千葉県証明等手数料条例に規定された証明書
- JR通勤定期券代

(2) 次の保険証、医療費助成資格証は使えなくなりますので、交付を受けた窓口へ返す手続きをしてください。

- 国民健康被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 障害者、母子・父子家庭などの医療費助成資格証



加曽利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

6. 家計改善に役立つ固定経費の削減手続き

毎月の保護費で上手に家計をやりくりできる方法がありますので、次の内容も参考にしてください。

- 保険の見直し：補償内容や契約相手の見直し
- 通信費の見直し：契約相手の見直しや、格安スマホへの切り替え
- 電気・ガスの見直し：契約相手やサービス内容、利用料金の見直し

※ 毎月払いから年払いにすることで支出を減らすことができる場合がありますので、契約内容をよく見直しましょう。

また、家計管理に不安がある方や大学などへの進学を予定している子どもがいる方は、家計改善支援事業を利用することができる場合があります。

7. 保証されていること（権利）

(1) 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護を変更されることはありません。

(2) 生活保護により支給されたお金などに税金はかかりません。

(3) 生活保護により支給されたお金や生活保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

※【生活保護の決定に不服があるとき】

生活保護の決定処分（申請却下、変更、停止、廃止など）に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に、千葉県知事に対して不服の申し立てをすることができます。



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

8. 現金は預かりません



保健福祉センターの職員は、あなたの現金や通帳をお預かりしません。
ただし、生活保護を受給している方から金銭の管理を依頼される場合で、
保健福祉センターとして預かることが適当と判断した場合には、例外的にお
預かりします。この場合も、保健福祉センターの中で預かりますので、外で
お預かりすることはできません。

現金の取扱いについて不明な点があれば、保健福祉センターの査察
指導員などにおたずねください。



加曽利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

9. 守っていただくこと（義務）



加曽利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

- (1) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (2) 働ける人は能力にに応じて働いてください。
- (3) 病気のため働けない人は、医師の指示に従って治療し、一日も早く治し、働けるように努めてください。
- (4) きちんとした生活を送り、健康の維持・増進に努めてください。
- (5) 生活保護で支給されたお金はきちんと管理し、より良い生活ができるよう努めてください。
- (6) 収入・支出・その他生活の状況が変わったときは、必ず保健福祉センターに報告してください。
- (7) 適正な生活保護を行うために、必要に応じて指導・指示をしますので、これには従ってください。

※【特に注意してください】

事実と違った届け出をしたり(たとえば収入や家族の状況など)、必要な調査を拒んだり、保健福祉センターの指導・指示に従わないときは、生活保護を受けられなくなったり、罰せられたり、支給したお金またはそのお金の一定の割合を乗じた額を返していただくことがありますので十分注意してください。



10. かなら とど で こんなときは必ず届け出てください



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

(1) 収入が増えたり、減ったりしたとき

- ・ 給与収入額が変わったとき。
- ・ 年金や恩給などの受給手続きをしたり、受給額が変わったとき。
- ・ 仕送り金額が変わったとき。
- ・ 臨時的な収入があったとき。(保険金・見舞金・慰謝料・国民健康保険料や介護保険還付金、過払金、インターネットオークションの売上金、宝くじなど)

※ 収入の届け出は、どんなものでも、詳しく・正しく・速やかに届け出てください。また収入が無い場合や変動が無い場合でも、定期的(一部を除き原則として毎月)に収入申告書(給与証明書・明細書・預金通帳などの金額がわかる書類を添付)にて報告してください。

※ 借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど)や、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント(商品を購入した際に付くポイントなどを除く)も、収入とみなします。

※ 正しく申告すれば、控除などする取扱いができるものもあります。

(2) 世帯の中で就労している方がいる場合について

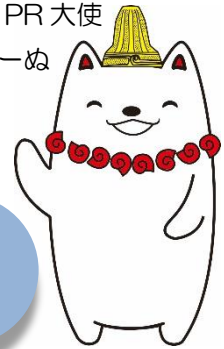
- ・ 家族の方が、新たに働き出すか働けるようになったとき。または仕事を变えたとき。(就労先・社会保険の有無などを報告してください)
- ・ 仕事をやめたとき。

(3) 生活状況が変わったとき

- ・ 介護サービスを利用したいとき。
- ・ 病気や怪我で、医療機関などにかかりたいとき。また病気や怪我が治ったとき、妊娠したとき。入院したり退院したとき。
- ・ 世帯の人数が変わったとき。(転入・転出・出生・死亡)
- ・ 家賃や地代が変わったとき。(家賃・地代の証明書を提出してください)
- ・ 銀行などで生活保護のお金を受け取っている方が、通帳や印鑑をなくしたとき、銀行などを変えるとき。
- ・ 進学される時。 ・ 交通事故などにあわれたとき。
- ・ 世帯員が海外に行くとき及び帰国したとき(海外渡航)。
- ・ その他、世帯の生活・生計状況が変わったとき。

(4) 正しく収入申告を行えば、次のような控除をする取扱いが
 することがあります。

しゅうろうしゅうにゆう たい こうじょ 就労収入に対する控除	
き せこうじょ 基礎控除	しゅうろうしゅうにゆう ばあい きゅうよそうがく おうじて いったい きんがく 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が しゅうにゆう こうじょ 収入から控除されます。
しんきしゅうろうこうじょ 新規就労控除	ちゅうがっこう こうとうがっこう そつぎょう もの にゅういん た え 中学校・高等学校を卒業した者や、入院その他やむを得 ない事情のためおおむね3年以上の間 職業に従事するこ とができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入 を得るために特別の経費を必要とする場合、一定の金額が しゅうにゆう こうじょ 収入から控除されます。
みせいねんしゃこうじょ 未成年者控除	みせいねんしゃ しゅうろう ばあい き せこうじょ いったい きんがく 未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が しゅうにゆう こうじょ 収入から控除されます。
た ひつようけいひ その他の必要経費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除さ れます。
こうこうせい しゅうにゆう 高校生のアルバイト収入	
こうこうせい しゅうにゆう 高校生のアルバイト収入	しゅうにゆう しりつこうこう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがく 高校生のアルバイト収入のうち、私立高校における授業料の不足分や修学 りょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん ひよう あ 旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金などの費用に充てられることを、 じぜん ほご じっしきかん みと ばあい しゅうにゆう にんてい とりあつか 事前に保護の実施機関に認められた場合、収入として認定しない取扱いとする ことができます。



11. このような場合は保護で受け取った

お金を返していただくことがあります

- (1) 必要な届け出をしなかったり、事実と違った申請や届け出をしたとき不正な手段により、生活保護を受けたときは、支給した額に40%を上乗せした額以下の金額を返していただくほか、3年以上の懲役または100万円以下の罰金となることもあります。

◆ あなたからの収入申告額が正確かどうか調査を行います

保健福祉センターでは、あなたやご家族が提出した収入申告書の内容と課税台帳(※)に記載された収入額が一致しているか、毎年調査をしています。一致しなかった場合には、不正受給とみなされる可能性があります。生活保護の廃止後も生活保護を受けていた期間の調査を行います。

※ 課税台帳：給与や年金などの収入の情報が記載されている台帳(給与などの支払主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告)

- (2) 資産や請求権などの資力を生活保護受給中に換金した場合

- 生命保険や簡易保険などの保険金や解約金を受け取ったとき
- 年金や手当などをさかのぼって受け取ったとき
- 土地・家屋・自動車・バイクなどを売ってお金を受け取ったとき
- 交通事故などによる賠償金などを受け取ったとき
- その他、保健福祉センターが必要と認めたとき

◆ 資力(預貯金・生命保険・土地・家屋・交通事故の賠償金・手当や年金の受給権など)があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始(継続)します。ただし、資力が換金されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費(医療費・介護費を含む)をさかのぼって返還していただきます。このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

12. 医療機関などにかかりたいときは



生活保護法で指定されている病院や診療所を受診することができます。
 受診先については、希望をお聞きしたうえで、担当者がご案内※します。
 受診する前に、保健福祉センターで「診療依頼書」をお渡しします。

※ 原則として、できるだけ近隣の医療機関をご案内します。

※ 原則として、同一の疾病については、一つの医療機関を受診していただきます。

※ 「診療依頼書」などを取りに来られないときは、必ず地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

◆ 会社などの健康保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、診療依頼書とあわせて提示して受診してください。

◆ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用することになります。

◆ 休日や夜間に、急な病気で病院にかかるときは、「保護（変更）決定通知書」を持参して受診していただき、次の開庁日にすみやかに担当者へ連絡してください。

◆ 診療依頼書は毎月にご提出いただきますので、同一月に再受診する場合は、月の最初の受診時に診療依頼書を提出していただければ大丈夫です。

※ 生活保護の受給が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、必ず返還手続きを行ってください。

・ 施術の給付について

柔道整復（打撲または捻挫の患部に手当てをする場合、脱臼または骨折の患者に応急手当をする場合は医師の同意は必要ありません）、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術を受ける場合は医師の同意が必要となります。また、施術を受けるときは、「給付要否意見書」が必要となりますので、あらかじめ地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

・ お子さんが修学旅行や林間・臨海学校などへ参加するとき

保健福祉センターで「生活保護受給証明書」を受け取り持たせてあげてください。その期間中に急病などで病院を受診したときは、後日速やかに保健福祉センターへ連絡してください。

13. 介護サービスを利用したいときは

(1) 介護サービスを利用できる方

「介護保険の被保険者（65歳以上の方など）」と「特定の病気にかかっている40歳から64歳までの方（医療保険に未加入の方）」で、寝たきりや身体が不自由なため、食事、入浴、排泄、身じたくなどに介護の必要な方です。

(2) サービスの利用方法

介護が必要かどうかの審査を受けるための手続きを行います。

なお、手続き方法は、被保険者の方と40歳から64歳までの方で異なります。

また、手続きの方法がわからないときや手続きを済ませたときなどは、必ず地区担当員（ケースワーカー）に連絡をしてください。

	被保険者の方	40歳から64歳までの方
申請先	住民登録地の介護保険の担当課	保護を受けている保健福祉センター
留意事項 (※)	介護サービスが優先	障害者施策のサービスが優先

※ 障害者施策によるサービスと介護サービスで、同等のサービスが受けられる場合における留意事項です。



14. 民生委員の役目

民生委員は、地域に住む人達が、生活面で困ったことや心配ごと、相談したいことが生じたとき、相談にのったり、必要な助言・指導をしてくれる方です。

相談の内容など秘密は固く守りますので、安心して相談してください。

また、民生委員は、保健福祉センターの協力機関として、あなたと保健福祉センターの橋渡しをしてくれますので、遠慮なく相談してください。

15. 地区担当員（ケースワーカー）の役目

保健福祉センターには、各地域を担当する地区担当員（ケースワーカー）がいます。

地区担当員は、生活保護が開始されますと、あなたの世帯についての必要な援助を行うために、定期的にご自宅へかがいます。その際は、日常生活状況や健康状態などについてお聞きし、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、支援してまいります。生活面での困りごとや心配ごと、生活保護のしくみなどについてわからないことがありましたら、地区担当員に対して遠慮なく相談してください。

なお、相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

また、働ける人には、就労支援相談員などが就労について支援を行う制度もありますので、遠慮なくお気軽に相談してください。



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

16. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度について

一定の居住用の不動産を所有し、その住居に住み続けることを希望する被保護の高齢者世帯については、その不動産を担保とした貸付制度の利用が生活保護に優先します。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度の対象は、次の①②をも満たしている場合です。

- ① 貸付を利用しようとする方及び同居の配偶者が65歳以上であること。
- ② 貸付を利用しようとする方が単独で所有している、または同居している配偶者と共有している居住用不動産で評価額が概ね500万円以上であること。

ただし、その居住用不動産に賃借権・抵当権が設定されている場合を除きます。

17. その他

加曽利貝塚 PR 大使
かそりーぬ



- 生活保護費は、預貯金の口座がない場合や保健福祉センターが窓口で支払う必要性を認めた場合を除き、原則、毎月1日頃に指定の金融機関に振り込みます。（※窓口で支払いを受ける場合は、印鑑をご持参ください。）
- 生活保護法は、日本国民を対象としています。
ただし、在留資格などの要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。
- 暴力団員であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の受給は認められません。
申告せずに生活保護を受給した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

18. 区社会援護課で行っている支援



加普利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

生活保護の受給中は、定期的な家庭訪問などにより生活の様子や健康状態などについてお聞きし、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、支援していきます。

生活をするうえで困ったことや分からないことがあるときには、遠慮なく地区担当員へご相談ください。お仕事のことや進学のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の職員もいます。相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

・ 就労支援

地区担当員や就労支援員、自立・就労サポートセンター※が、一緒にお仕事を探す支援を行っています。また、すぐにお仕事をするのが難しい方や不安な方については、まずは、仕事をするにあたって必要なスキルなどを身に付けるための支援や就労体験機会の提供などの支援を行っています。

※ 各区保健福祉センター等に設置されているハローワーク千葉の常設窓口

・ 生活保護世帯等学習・生活支援事業

家庭環境によって学びが左右されない環境を整えるため、各区保健福祉センターなどで学習支援を実施しています。また、学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善に関する生活支援なども実施しています。

・ 家計改善支援

生活保護からの自立を目指す世帯で家計の見直しを希望する世帯や、子どもが進学を希望している世帯などを対象に、生活費のやりくりや進学に向けてお金をためることができるよう、担当ケースワーカーと家計改善支援員が、収入と支出を整理し、計画を立てていくなどの支援を行っています。

・ 健康管理支援

生活習慣病の重症化予防を目的に、健康管理支援員が、医療機関を受診中であるが経過不良の方及び医療機関の受診が必要と認められるものの受診をしていない方などに対し、健康問題や医療課題の解決に向けて専門の見地から助言などの支援を行う。

19. 生活保護制度の原則

生活保護制度は、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

(1) 能力の活用について

働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。地区担当員が、お仕事を探すことの支援をいたします。病気や障害などにより働くことが難しい方には、医師などの意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

(2) 資産の活用について

あなたの世帯の資産（土地・家屋・自動車・貴金属・預貯金・生命保険など）で、保有が認められないと判断されたものは、売却などの処分をして世帯の生活費にあてていただきます。

(3) 扶養義務について

親・子・兄弟姉妹などから、仕送りや養育費などの援助を受けることが出来る場合は、生活保護に優先して活用していただきます。

なお、ご親族は、可能な範囲で援助を行っていただくものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護を受給できないということはありません。保健福祉センターは、ご親族に対して、援助の可否について調査を行います。DVや虐待などの特別な事情がある場合は配慮しますので、その際は、地区担当員にご相談ください。

(4) 他法・他施策の活用について

年金や各種手当など、生活保護以外の制度で利用できるものがある場合は、手続きを進めていただきます。



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

ほけんふくし
保健福祉センター ー 一覧

ちゅうおうほけんふくし
中央保健福祉センター



〒260-8511

ちゅうおうくちゅうおう ちょうめ ばん ごう
中央区中央4丁目5番1号

Qiball (きぼーる) 14階

しゃかいえんごだいいっか
社会援護第一課

☎221-2154

☎221-2155

しゃかいえんごだいに
社会援護第二課

☎221-2066

☎221-2067

はなみがわほけんふくし
花見川保健福祉センター



〒262-8733

しゃかいえんごか
社会援護課

☎275-6471

はなみがわくみずほ ちょうめ ばんち
花見川区瑞穂1丁目1番地

☎275-6420

はなみがわくやくしよちない
(花見川区役所地内)

いなげほけんふくし
稲毛保健福祉センター



〒263-8550

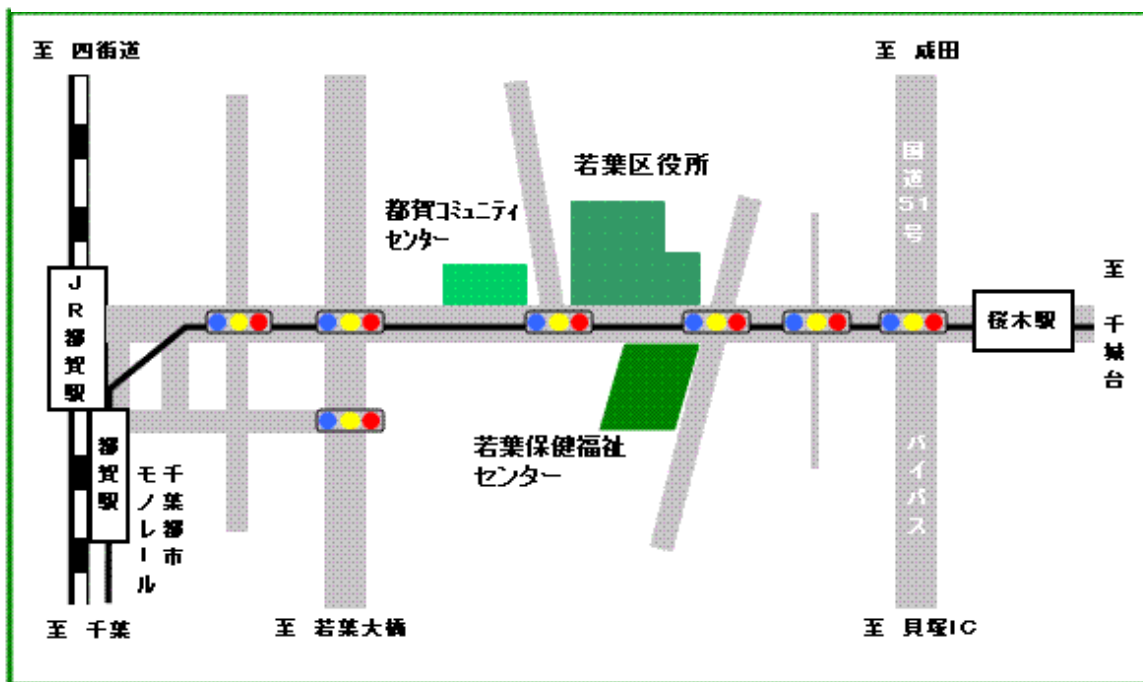
しゃかいえんごか
社会援護課

☎284-6143

いなげくあながわ ちょうめ ばん ごう
稲毛区穴川4丁目12番4号

☎284-6142

わかばほけんふくし
若葉保健福祉センター



〒264-8550

わかばくかいづか ちょうめ ほん ごう
若葉区貝塚2丁目19番1号

しゃかいえんごだいいっか
社会援護第一課

☎233-8156

☎233-8157

しゃかいえんごだいにか
社会援護第二課

☎233-8158

☎233-8149

みどりほけんふくし
緑保健福祉センター



〒266-8550

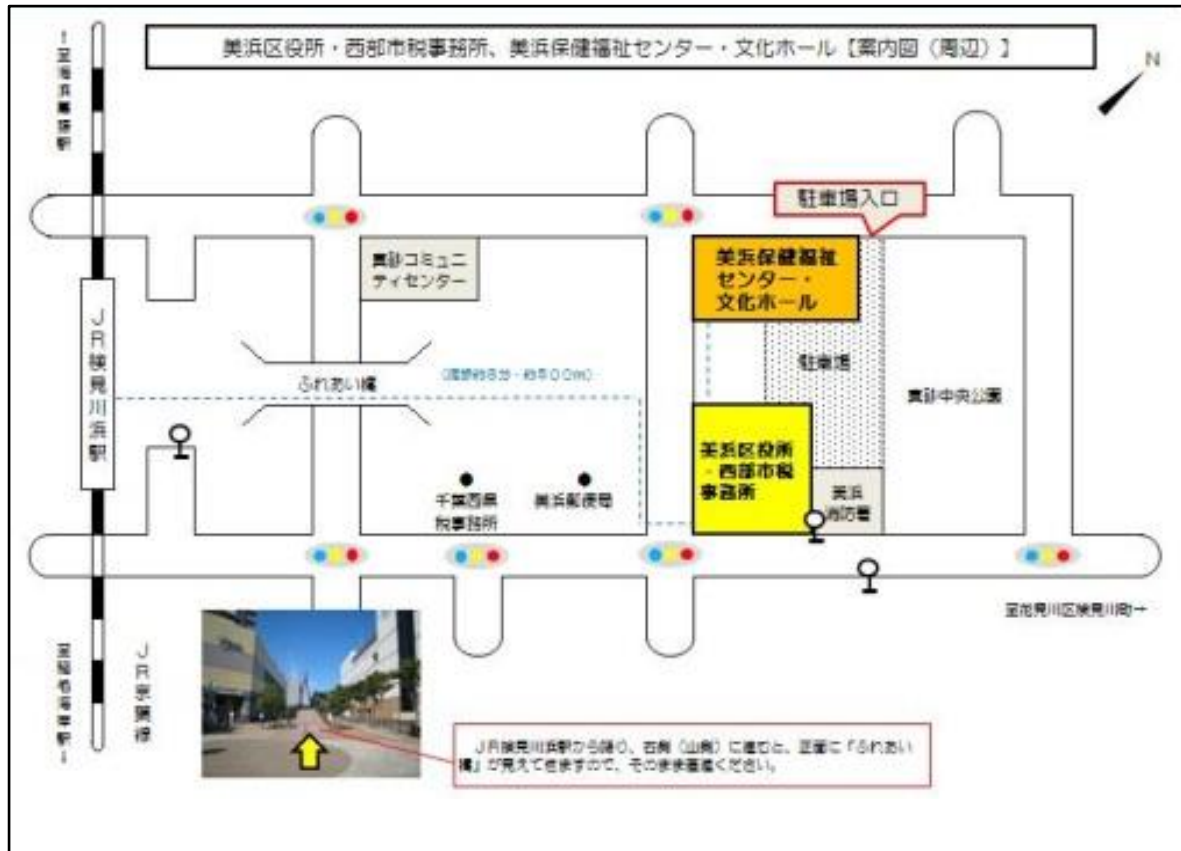
みどりくかまとりちょう ばんち
緑区鎌取町226番地1

しゃかいえんごか
社会援護課

☎292-8152

☎292-8153

みはまほけんふくし
美浜保健福祉センター



〒261-8581

しゃかいえんごか
社会援護課 ☎270-3149

みはまくまさご ちょうめ ばん ごう
美浜区真砂5丁目15番2号